

最大60万円！

川島町結婚新生活支援事業

川島町では、新婚世帯の新生活を後押しするため、住居費と引越費用の一部を補助します！

対象世帯

- ① **令和6年3月1日～令和7年3月31日の間に婚姻届を提出した。**
- ② 婚姻日の年齢が**夫婦ともに39歳以下**である。
- ③ 新生活を開始する住宅が町内にあり、申請日において**夫婦のいずれもが当該住宅の住所に住民登録**をしている。
- ④ **夫婦の合計所得が500万円未満**である。（年収約680万円相当）
・貸与型奨学金の返済がある方は、その返済額を控除して算出
- ⑤ 夫婦ともに納入義務を負う町税等に滞納がないこと
- ⑥ 夫婦ともに暴力団の構成員でないこと
- ⑦ 申請日より3年以上継続して川島町に居住する意思があること
- ⑧ 生活保護法により住宅扶助を受けていないこと。
- ⑨ 夫婦ともに本補助金（類似する他市町村の補助金含む）を受けたことがないこと
- ⑩ 他の公的制度による住宅補助を受けていないこと。

対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った次の費用が対象です。

- ① 住居の取得費（新たに取得した住居に対し支払った費用）
- ② 住居の賃借料（新たに賃借した住居に対し支払った賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）
- ③ 引越費用（婚姻を機に引越する際に要した費用のうち、引越業者または運送業者に支払った費用）

補助額

住居費用と引越費用の合計金額（一世帯あたり）

29歳以下：60万円、39歳以下：30万円（夫婦いずれかの高い方）

申請方法

申請には以下の書類が必要になります。

- ・川島町結婚支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・申請書添付書類
- ・住宅手当支給証明書（様式第2号）
- ・アンケート

<お問い合わせ>

川島町政策推進課 政策・財政グループ

電話：049-299-1752（直通）

メール：seisaku@town.kawajima.saitama.jp